

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年10月1日～2020年10月7日)

令和2年(2020年)10月9日

H E A D L I N E S	
<p>政治 チャルネク新教育・科学大臣等の新型コロナウイルス感染症への感染発覚 内閣改造に伴う新閣僚の任命 大統領府の幹部交代の発表 全国での新型コロナウイルス感染症に関する一部制限措置の再強化 ラウ外相とペトシーチェク・チェコ外相との会談 LGBTの権利に関するモスバカー駐ポーランド米大使の発言に対する抗議 モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 米国議会での三海域イニシアティブを支持する決議の採択 モラヴィエツキ首相とスウェーデン首相との電話会談 駐ベラルーシ・ポーランド大使の召還決定 ポーランド・英国安全保障オンライン協議の開催 ナゴルノ・カラバフ情勢に関する外務省プレスリリースの発表 ラウ外相のV4諸国議会外交委員長との会合出席 RENEGADE/SAREX20 対空警戒訓練 米陸軍第5軍団長、ポーランド軍全般司令官と会合 ブワシュチャク国防相、新型コロナウイルス感染症に感染 ポヴィツ基地において軍兵士の新型コロナウイルス感染症への感染を確認</p>	
<p>治安等 中央捜査局が誘拐犯を逮捕 シロンスキエ県で不発弾が発見 国家警察本部長官が新型コロナウイルス感染症対策にかかる取締り厳格化に言及</p>	
<p>経済 EU経済財務閣僚理事会 社会保険庁によるITシステムの導入計画 下院、2020年予算修正案を可決 スタンダード・アンド・プアーズによる格付け 2019年のGDP成長率 ダイムラー社による電気自動車用電池工場の開設 ポーランドの通信事情に係る調査分析 新中央空港(CPK)運用に係る経済分析レポート ガスパイプライン建設計画・北欧、バルト3国、ポーランドのガスチェーン バルト海における風力エネルギー開発の宣言に署名 原子力発電所建設関連動向 民間電力会社のエネルギー計画</p>	
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治

内 政

チャルネク新教育・科学大臣等の新型コロナウイルス感染症への感染発覚【5日】

5日、内閣改造で教育・科学大臣に指名されていたチャルネク下院議員及びズゴジェルスキ下院副議長の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への感染が発覚し、チャルネク議員と接触のあったサシン副首相兼国有財産大臣、ドヴォルチク首相府長官、ピョントコフスキ国民教育大臣等が隔離対象となったほか、ズゴジェルスキ下院副議長と同じ会合に出席していたグロツキ上院議長が自主隔離に入った。これを受け、5日に予定されていた新閣僚の任命式は翌6日に延期された。

内閣改造に伴う新閣僚の任命【6日】

6日、ドゥダ大統領は、モラヴィエツキ首相による内閣改造の要請を受け、新閣僚を任命した。今回の内閣改造では、省庁再編と業務効率化を目的とし、これまでの20省庁が統廃合により14省庁に削減され、文化・国家遺産・スポーツ省、開発・労働・技術省、家族・社会政策省、財務・基金・地域政策、気候・環境省が新設された。多くの省庁では現職大臣が留任したが、新たにカチンスキ「法と正義」(PiS)党首が副首相、ゴヴィン「合意」党首が副首相兼開発・労働・技術大臣、プダ基金・地域政策副大臣が農業・農村開発大臣に就任した。他方、教育・科学大臣に指名されたチャルネク下院議員は、新型コロナウイ

ルス感染症への感染が発覚したため、後日改めて任命が行われる見込みである。

大統領府の幹部交代の発表【7日】

7日、ドゥダ大統領は、大統領府の幹部交代を行い、シマンスカ大統領府長官に代えて、イグナチャク＝バンディフ大統領府事務局長を新長官に、ブロードスカ＝マチカ財務省事務局長を新たな大統領府事務局長に任命した。また、同大統領は、パプロツカ大統領府法務・制度局長及びチフィク前マウオポルスキエ県地方長官を共に大統領府副大臣に任命した。

全国での新型コロナウイルス感染症に関する一部制限措置の再強化【8日】

8日、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、新型コロナウイルス感染症に関する一部制限措置の再強化対象地域である赤ゾーン及び黄ゾーンを改定し、10月10日よりポーランド全土を黄ゾーン、そのうち38自治体を赤ゾーンに指定すると発表した。これにより、ポーランド全土で公共スペースでのマスク等の着用が義務化されるほか、飲食店での入店人数制限、結婚式や集会等の参加人数に関しても制限が導入される。モラヴィエツキ首相は、病床や人工呼吸器の使用率には未だ余裕があり、さらに拡充予定であると述べ、安全な医療体制を強調した。

外交・安全保障

ラウ外相とペトシーチェク・チェコ外相との会談【1日】

1日、ラウ外相は、プラハにおいて、ペトシーチェク・チェコ外相と会談し、安全保障政策、NATO及びブカレスト・ナインでの協力、ベラルーシ情勢、ロシア及びウクライナとの関係、経済協力、EU関係(ブレグジット、EU拡大、移民問題)について議論した。両外相は、欧州の安全保障の文脈における米国との良好な関係について強調した。ラウ外相は、越境的な大気汚染が問題となっているトウルフ炭鉱の問題について包括的に説明し、チェコ側によって取られた法的な措置に関わらず、両国の間で合意に達することは可能であると一致した、と強調した。また、同外相は、ポーランド議長国下のV4の活動について振り返り、来年30周年を迎えるV4は効果的であり、ポーランドにとって、中・東欧地域の地位を高める上で重要な協力枠組となっていると総括した。両外相は、三海域イニシアティブにおける戦略的なインフラ

投資プロジェクトについても議論した。

LGBTの権利に関するモスバカー駐ポーランド米大使の発言に対する抗議【1日】

1日、プシダチ外務次官は、モスバカー駐ポーランド米国大使を外務省に召喚し、同大使のLGBTの権利に関する発言について抗議した。同大使は、9月29日のインタビューにおいて、ポーランドはLGBTの権利の歴史に逆行していると発言した。これに対し、プシダチ外務次官は、ポーランドは、歴史的に見ても他国よりも性的少数者を平等に扱っており、ポーランドの法律は、何人も出自や信条、性的嗜好により差別されないことを保障している、と強調した。また、同次官は、ポーランドと米国の関係は強固であるが、同大使の発言によって非常に良好な二国間関係に悪影響を及ぼしかねない、と述べた。さらに、同次官は、29日に予定されていた同大使とラウ外相との会

談についても延期されたと述べた。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【1日、2日】

1日及び2日、モラヴィエツキ首相は、欧州理事会に出席し、ベラルーシ情勢、中国及びトルコとの関係、ナゴルノ・カラバフ紛争、EU経済の復興等について議論した。欧州理事会は、同首相がV4として提案した「民主的なベラルーシのための経済プラン」を全会一致で承認した。これについて、同首相は、数週間になたってV4首脳及びフォン・デア・ライエン欧州委員長と緊密に協力したポーランド政府の効果的な活動の成果である、と強調した。また、同首相は、ポーランドは、ベラルーシの民主的な体制変化に対する願望について、EUの共同行動の必要性について当初より訴えてきた、今回の欧州理事会の決定は、欧州の将来のベラルーシへの連帯の表明である、と述べた。

新型コロナウイルス感染症からの復興に関して、同首相は、危機に対するEU経済の強靱性の強化が必要であり、この文脈において、欧州単一市場の重要性について強調した。また、同首相は、同感染症終息後、EU域内で生産を行うことが欧州経済復興の重要な柱となると述べた。

米国議会での三海域イニシアティブを支持する決議の採択【2日】

2日、米国議会下院外交委員会は、三海域イニシアティブ(3SI)を支持する決議を全会一致で採択した。同決議は、3SIのエネルギー強靱性及びインフラ投資による中・東欧地域における連結性向上についての取組を支持している。シュテルスキ大統領室長は、同決議について、中・東欧地域のエネルギー自立と周辺国からのエネルギー圧力への抵抗を含む3SIの目的について、米国議会における党派を超えた支持が表明されたと評価し、同決議が米国の3SIへの財政的貢献への支持について言及している点も非常に重要であると述べた。

モラヴィエツキ首相とスウェーデン首相との電話会談【5日】

5日、モラヴィエツキ首相は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話で会談し、ベラルーシ情勢及びEUの東方政策、ロシアとの関係について議論した。モラヴィエツキ首相は、欧州理事会のベラルーシに対する制裁決定について満足の意を示し、この問題についてのEUの強固で一貫した立場を維持する必要性を強調した。また、両首相は、ベラルーシ情勢についてOSCEを含む国際機関による仲介の可能性について示唆した。この点について、モラヴィエツキ首相は、2021年のOSCE議長国であるスウェーデンと2022年の議長国であるポーランドの政治的協力は重要である、と述べた。また、両首相は、東方政策について、両国のイニシアティブにより発足した東方

パートナーシップが今年で10周年を迎えることを踏まえ、来年以降の具体的なプログラムを策定し、さらに同パートナーシップを発展させていくことで一致した。

駐ベラルーシ・ポーランド大使の召還決定【5日】

5日、ラウ外相は、駐ベラルーシ・ポーランド大使を協議のために召還する、と発表した。2日、ベラルーシ外務省は、ポーランド及びリトアニアが明白な破壊活動を行っているとして、両国の在ベラルーシ大使館の外交官の人数の縮小及び両国の大使の帰国を要求していた。同外相は、欧州対外活動庁(E EAS)及び他のEU加盟国との協議の結果、ベラルーシに駐在する一部のEU加盟国の大使を協議のために召還することを決定した、ポーランド及びリトアニアに対して表明されたEUのパートナーの連帯の意に感謝する、と述べた。また、同外相は、ベラルーシ国民の民主化に向けた努力を支援するために、コミュニケーション・チャンネル及び民主的かつ主権国家たるベラルーシのために活動する機会が必要であり、EU加盟国に汚名を着せるいかなる試みに対しても、明確で連帯した対応がとられるだろう、と述べた。同日、リトアニア外務省も、駐ベラルーシ・リトアニア大使を協議のために召還することを決定した。

ポーランド・英国安全保障オンライン協議の開催【5日】

5日、ポーランド国家安全保障局(BBN)及び駐ポーランド英国大使館主催により、初のポーランド・英国安全保障オンライン協議が行われた。同協議は、両国間では初となる安全保障・防衛に関する協力である。同協議最後の討論では、ソロフBBN長官、クオーレイ英国首相補佐官、アンジェイチャク・ポーランド軍統合参謀長等が出席し、NATO東方地域の防衛強化について意見が交わされ、NATO即応態勢の分野ではポーランドが枠組み国となっていること及びNATO前方強化プレゼンス(英国はポーランドの戦闘大隊群に派遣)では両国ともに参加していることなどを挙げ、両国共に抑止・防衛強化の分野で緊密に連携していること等が強調された。

ナゴルノ・カラバフ情勢に関する外務省プレスリリースの発表【6日】

6日、外務省は、ナゴルノ・カラバフ情勢に関してプレスリリースを発表した。同プレスリリースは、市民を含む多くの犠牲者を出したナゴルノ・カラバフ紛争に対する懸念を表明するとともに、武力紛争下における市民を保護する義務を含む国際人道法の完全な遵守を求めている。また、緊張緩和を支援するための手段を有しているOSCEは、地域対話における適切なフォーラムであり、OSCEのミンスク・グループによる両国に対する即時の停戦、エスカレーション

防止、和平交渉の開始に関する説得の努力に対する支持を表明している。

ラウ外相のV4諸国議会外交委員長との会合出席【6日】

6日、ラウ外相は、ビデオ会議形式で行われたV4諸国及びバルト三国(ラトビア及びエストニア)の各国議会外交委員長との会合に出席し、欧州統合へ向けた課題及びエネルギー安全保障等について議論した。ラウ外相は、V4諸国及びバルト三国の協力は、政治的・歴史的経験を共有する中・東欧諸国のEUフォーラムにおける一貫した声を構成するものであり、このような会合の開催は、中・東欧地域における成長への協力の深化及び相互理解を確認するものである、と述べた。

また、ラウ外相は、欧州統合の文脈において、デジタル・インフラ、エネルギー、交通の地域プロジェクトについても議論し、三海域イニシアティブの重要性や東方パートナーシップを強化するためのEUの活動の継続の必要性を強調した。また、ラウ外相は、V4議長国として、ポーランドはV4諸国とバルト海地域のパートナーとの協力を拡大していく、と述べた。

RENEGADE/SAREX20 対空警戒訓練【6日】

6日、ポーランド軍はRENEGADE/SAREX20 対空警戒訓練を開始した。同訓練は、ポーランド空域内に違法に侵入し、脅威を及ぼす航空機に対する対応訓練(3分間の警報)であり、県、群、あるいは危機管理センターから警報が流される。同演習は、ポメラニア湾、グダンスク湾の他、次の県において行わ

れる。(ザホドニオポモルスキエ、ポモルスキエ、クヤフスコ・ポモルスキエ、ポドラスキエ、ルベルスキエ、マゾヴィエツキ及びドルノシロンスキエ)

米陸軍第5軍団長、ポーランド軍全般司令官と会合【6日】

6日、マッケンリック米陸軍第5軍団長等がミカ・ポーランド軍全般司令官と会合し、ポーランドにおける同盟国軍のプレゼンス及び協力について議論を行った。

ブワシュチャク国防相、新型コロナウイルス感染症に感染【7日】

7日、ブワシュチャク国防相は、自身のツイッターにおいて、同国防相が新型コロナウイルス感染症への感染が確認され、隔離措置の状態にあることを発表した。同国防相によると、同感染症に感染が確認されたグロマジンスキ第18機械化師団長との会合後の検査で感染が確認されたものの、現在のところ症状は確認されておらず、体調には問題はないとされている。

ポヴィツ基地において軍兵士の新型コロナウイルス感染症への感染を確認【7日】

7日、ポヴィツ基地に所在する第3航空輸送隊所属の事務官を含む兵士21名が新型コロナウイルス感染症に感染したと同基地報道官は発表した。同基地の指揮機能には特に重大な影響はないとされている。

治 安 等

中央捜査局が誘拐犯を逮捕【5日】

国家警察本部中央捜査局(CBSP)は、ウツチキエ県ピエルンで男の子を誘拐した25歳の男性を逮捕した。逮捕された男性は、金を手早く手に入れるために子供を誘拐したという。同男性は、通りを歩いている子供を適当に選び、車の中に引き込み、身代金を要求していたが、身代金を手に入れる前にCBSPにより逮捕された。子供は無事解放され、安全に家族の元へ返された。

シロンスキエ県で不発弾が発見【5日】

シロンスキエ県ソスノビエツのレイモンタ通りで建物の改修作業を行っている際、不発弾計3発が発見され、安全のため、地域住民は一時避難した。作業は夜通しで行われたが、不発弾は無事撤去された。不発弾は第二次世界大戦当時のものと見られる。

国家警察本部長官が新型コロナウイルス感染症対策にかかる取締り厳格化を表明【6日】

国家警察本部長官は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための制限強化に関するニェジェルスキ保健大臣の記者会見に同席し、同感染症の感染防止措置を遵守しない者に対して厳しい取り締まりを行うと述べた。同長官は、これまで口や鼻を覆わなくても良いという規則が悪用されてきたと指摘し、直近24時間においても口と鼻を覆う義務に違反した件数が全国で2,150件も報告されたなどと述べた。その上で、同長官は、今週土曜日(10日)から口と鼻を覆う義務に対して非常に厳格に取り締まると強調し、義務を違反した場合、警告にとどめるのか、罰金を科すのかなどは警察官が決定するだろうと述べた。10月10日からポーランド全域が黄ゾーンに指定されるなど、同国における新型コロナウイルス感染症の感染防止措置が強化される。

経 済

経済政策

EU経済財務閣僚理事会【6日】

6日、EU経済財務閣僚理事会がテレビ会議形式で開催され、ポーランドからはノヴァク財務次官が出席した。同理事会では、COVID-19からの経済復興のための「復興・強靱化ファシリティ」の他、9月24日に欧州委員会が発表した新デジタル・ファイナンス・パッケージや資本市場同盟アクションプラン等について議論が行われた。新デジタル・ファイナンス・パッケージは、デジタル・ファイナンス戦略、少額決済戦略、暗号資産やサイバー・セキュリティ関連法案で構成されている。金融部門のデジタル化を通じ、金融市場の革新と競争力の向上を促進するとともに、EU内において安全・迅速かつ安定的な決済サービスを提供することを目的としている。ノヴァク次官は、ポーランドは欧州委が提案した金融部門のデジタル移行の方向性に概ね賛同すると意向を示す一方、適切な消費者保護が講じられると共に、金融部門の安定性を確保することが重要であると強調した。また、欧州の単一資本市場を創設することを目的とした資本市場同盟について、その取組を支持しつつ、各国で資本市場の発展度合いが異なることを考慮する必要性に言及した。

社会保険庁によるITシステムの導入計画【7日】

社会保険庁(ZUS)は、新戦略において企業・雇用主との社会保険料支払い調整の自動化を計画していると発表した。同解決策は2022年に導入予定で、2023年にシステムの完全稼働を予定しているという。ZUSはITシステムの管理・拡張に関する入札を公示し、予算はポーランド国内におけるIT関連入札で今年最大規模となる4億9,330万ズロチとしている。

下院、2020年予算修正案を可決【8日】

8日、下院は2020年予算修正案を可決した。歳入3,987億ズロチ(当初予算案から367億ズロチ減)、歳出5,080億ズロチ(当初予算案から727億ズロチ増)で、1,093億ズロチの財政赤字を見込んでいる。専門家は、同予算案は、新型コロナウイルス感染症の第二波が到来した場合に、ビジネスを支援するのに十分な余裕を残しているとコメントした。歳出の増額分のうち、約390億ズロチが社会保障、120億ズロチが運輸部門、30億ズロチが国防予算に割り当てられている。

マクロ経済動向・統計

スタンダード・アンド・プアーズによる格付け【2日】

米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは、ポーランドの信用格付けを「A-」に据え置き、見直しも安定的とした。同社は、ポーランドのGDP成長率は2020年にはマイナス3.4%に落ち込むと予測。大規模な景気刺激策や歳出圧力が公共財政を逼迫するも、2021年にはEU基金による支援や財務再建努力等により経済は力強く持ち直し、政府債務残

高の対GDP比は60%以下に抑えられると見ている。

2019年のGDP成長率【5日】

中央統計局(GUS)は、2019年のGDP成長率について、4月発表時の4.1%から4.5%に上方修正した。公共消費の増加率が当初発表の4.9%から6.2%に上昇したことが主な見直しの要因となっている。

ポーランド産業動向

ダイムラー社による電気自動車用電池工場の開設【4日】

ダイムラー社は、今月ポーランドの南西部のヤヴォルに電気自動車用電池の製造ラインを立ち上げるべく準備をしている。まず、最初の製造ラインを立ち上げ、プラグインハイブリッド、バッテリー型電気自動車用の電池製造を開始する。さらに2本の製造ラインを2022年の第1四半期目途で立ち上げる予定である。同工場は年間10万の電池製造を可能とする予定となっている。同社はメルセデスベンツ向けの投資として、30億ズロチ超の投資を行い、2018年からヤヴォルに工場の建設を行ってきた。昨年11月から今日まで同工場では約6万のエンジン製造が行われてきており、最終的には年間50万のエンジン製

造を目指している。なお同工場では最大1,300人が雇用されている。

ポーランドの通信事情に係る調査分析【5日】

英国の調査会社 Assembly Research の調査では、ポーランドのテレコミュニケーション市場からHuaweiを除外しようとする3年間で48億ユーロ以上のコストがかかると見積もった。さらに同社を除外することは、ポーランドの通信事業者に深刻な影響を与え、5Gネットワークの開発が遅れる原因になるとしている。

新中央空港(CPK)運用に係る経済分析レポート【6日】

コンサルティング会社ATカーニーは、CPKの運用

期間(2028年～2040年)がポーランド経済に与える影響等を分析したレポートをまとめた。同レポートは、今年7月に同社がまとめた CPK の建設期間(空港部門:2020年～2027年、鉄道部門:2020年～2034年)がポーランド経済に与える影響を分析したレポートに続くものである。同レポートでは2028年には空港関係で約16万人、鉄道インフラ関係で4万8,900人、追加的な鉄道投資関係で2万8,900人の雇用を創出するとしている。2040年には空港関

係で21万7,300人、鉄道関係で7万3,100人の雇用を創出するとしている。2028年～2040年までのCPK及び関連インフラの運転による総生産は9,860億ズロチにのぼり、付加価値は7,800億ズロチ増加するとされている。なおCPKへの投資による経済利益はショパン空港への投資をはるかに上回り、1年平均で、追加で260～480億ズロチの付加価値、12万～17.3万人の雇用創出を生むとされている。

エネルギー・環境

ガスパイプライン建設計画・北欧、バルト3国、ポーランドのガスチェーン【28日】

ドゥダ大統領は、ポーランド北部(MIEDZYZDROJE)で開催されたガステム・ガス産業会議への手紙で、現在建設しているバルティックパイプラインに加え、将来的に南ヨーロッパとの市場を繋ぐ南北のパイプラインを開発中。さらに、近い将来ポーランド、リトアニア間を接続するガス・インターコネクション・ポーランド・リトアニア(GIPL)、フィンランドとエストニアを接続するバルティックコネクターの完成により、バルト海周辺にポーランドが重要な接続地点となり、ガスチェーンを作成できるようになると述べた。また、ナウムスキ戦略エネルギーインフラ政府全権委員は、本件は三海域イニシアティブにも資すると述べた。

バルト海における風力エネルギー開発の宣言に署名【30日】

ポーランドは、欧州委員会及びバルト海周辺国(ドイツ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ラトビア、エストニア、リトアニア)と共同でバルト海における風力エネルギーの開発に関する宣言に署名した。当該宣言では、洋上風力発電所建設の加速化に向けた協力、海域の共同空間計画、ネットワークの開発な

どの経済的可能性を発揮するための調整および最適化を目的としている。署名者は、これらの要素は、国内エネルギー市場と国境を越えたインフラを構築するために不可欠であると述べた。

原子力発電所建設関連動向【1日】

ポーランド政府は、原子力発電所建設のための特別目的会社PGE EJ1の株式を100%購入する書簡に署名した。現在同社の株式は、国営電力会社PGEが70%、同じく国営電力会社であるEnea及びTauron、国営精銅企業KGHMがそれぞれ10%を所有している。PGEのドンブロフスキCEOは、原子力事業のような大きな投資は企業の許容範囲を超えていると述べた。

民間電力会社のエネルギー計画【1日】

民間電力会社のZE PAK社は、2030年までに石炭による発電を停止する予定だと発表した。石炭を停止した分の電力は、バイオマス、バイオガス、風力、太陽光、農場などの再生可能エネルギー源から発電を行う。また、水素の生産と使用を同社戦略の重要な要素として取り上げた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われない

といった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

9月1日には学校が再開しましたが、幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、10月10日からポーランド全地域が一部の赤ゾーンを除き黄ゾーンに指定され、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じます。公共交通機関では、搭乗できる人数が着席の有無にかかわらず座席数までに制限され、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上のソーシャル・ディスタンスを取ることとなります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されます。また、一部の地域(赤ゾーン)では、より厳しい制限が科されます。今回の措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方

には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】第6回日本ポーランド刀剣の日【10月3日(土)～11(日)】

ワルシャワ市にて、ポーランド軍事博物館主催による『第6回日本ポーランド刀剣の日』が開催中です。武道デモンストレーション、刀剣の展示会、歴史再現グループのデモンストレーションや茶道ワークショップが予定されています。

開催場所：【オンラインイベント】www.facebook.com/MuzeumWP、www.youtube.com/user/MuzeumWP

詳細：<https://fb.me/e/3P9h9pZeX>

【予定】オンラインセミナー「日本のビジネス文化」【10月13日(火) 10:00】

グロジスク・マゾヴェツキ市立図書館主催によるオンラインセミナー『日本のビジネス文化』が開催されます(ポーラ

ンド語)。参加費は無料です。

開催場所:グロジスク・マゾヴェツキ市立図書館のフェイスブックページ: <https://fb.me/e/1Aomg5PoN>

詳細: <https://biblioteka.grodzisk.pl/wydarzenia/kultura-biznesowa-japonii/>

【予定】ポーランド子供伝統空手選手権大会【10月24日(土)~25日(日)】

ヴロツワフにて、ポーランド伝統空手連盟主催による『ポーランド子供伝統空手選手権大会』が開催されます。入場料は無料です。

開催場所:ヴロツワフ市、スポーツホール「オルビタ」、ul. Wejherowska 34

詳細: <https://pukt.pl/https-pukt-pl-puchar-polski-dzieci/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)